

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

平成24年12月17日

石巻市長 亀山 紘

記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 石巻市防災行政無線復旧デジタル化整備工事
- (2) 工事場所 石巻市全域
- (3) 工期 石巻市議会で議決された日の翌日から平成25年3月29日まで
- (4) 予定価格 非公表
- (5) 工事内容
防災行政無線デジタル化整備工
①親局施設 1か所（本庁舎）
②遠隔制御施設 7か所
（河北総合支所、雄勝総合支所、河南総合支所、桃生総合支所、北上総合支所、牡鹿総合支所、消防本部）
③中継局 6か所（籠峰山、硯上山、大草山、山居山、御番所山、欠山）
④屋外拡声子局施設 399か所
⑤戸別受信機 9,000か所
⑥移動系子局 219か所
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払及び部分払 有
- (7) 入札方法 制限付き一般競争入札（石巻市制限付き一般競争入札実施要綱（平成20年石巻市告示第125号）第4条第2項第2号に規定する入札後資格審査型）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿に登録され、登録住所が宮城県内の者で、入札日（開札日）において、次に掲げる全ての要件を満たしているものであること。
 - ① 宮城県内に本店、支店、営業所等のいずれかの機能を有し、承認簿に「電気通信工事」の登録がされている者
 - ② 経営事項審査結果の「電気通信工事」の総合評定値が1,300点以上である者
 - ③ 「電気通信工事業」について、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する特定建設業の許可を受けている者
 - ④ デジタル同報系又はデジタル移動系防災行政無線の機器製造業者又は同製造業者の関係する会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号又は第4号に規定する会社）である者

なお、参加に当たっては同一機器製造業者又は同製造業者の関係する会社1者のみとする。(複数での参加は認めない。)

- ⑤ 電波法(昭和25年法律第131号)第24条の2第1項による点検事業者(登録点検事業者の資格を有する者)の登録を受けている者
- ⑥ 平成14年度以降に、地方公共団体が発注したデジタル同報系又はデジタル移動系防災行政無線システムの親局等を含む主要な設備設置工事(1件の請負金額が3億円以上のものに限る。)を元請けとして施工した実績を有する者(特定建設工事共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)
- ⑦ 建設業法の規定に基づき、次の監理技術者(以下「技術者」という。)を、本工事現場に専任で配置できる者
 - ア 入札日(開札日)の前日から起算して3か月以上前から(ハローワークを通じた新規雇用の場合は入札日(開札日)の前日において)、引き続き当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者
 - イ 本工事の契約工期の初日において、他の工事の現場に技術者として配置されていない者
 - ウ 「電気通信工事業」の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者
 - エ 平成14年度以降に、地方公共団体が発注したデジタル同報系又はデジタル移動系防災行政無線システムの親局等を含む主要な設備設置工事(1件の請負金額が3億円以上のものに限る。)で、元請業者の主任技術者又は監理技術者としての施工経験を有する者

なお、施工経験を有するとは、工事を始期から終期まで従事した場合をいう。

- ⑧ 入札日(開札日)の前日から起算して3か月以上前から、引き続き当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある第1級陸上特殊無線技士、第1級陸上無線技士又は第2級陸上無線技士(以下「無線技士」という。)のいずれかの資格を有する者を専任で配置できる者

(2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- ① 入札後資格審査用一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者
- ② 令第167条の4に規定する者
- ③ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成17年石巻市告示第180号)第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑥ 同一の技術者を、重複して複数の工事の技術者に配置予定とする場合において、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を本工事現場に配置することができなくなった者
- ⑦ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱(平成20年石巻市告示第268号)別表各号に規定する要件に該当する者
- ⑧ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適當な相手方に該当するおそれがある者

(3) その他

本工事において、無線技士は現場代理人又は監理技術者のいずれの者とも兼務することができる。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札後資格審査用一般競争入札参加申請書の提出期限（持参による）	平成24年12月27日（木） 午後5時（持参による）	総務部管財課契約グループ
入札日（開札日）	平成25年 1月 8日（火） 午後1時30分	石巻市穀町14番1号 石巻市役所4階 401会議室
入札参加資格審査書類の提出期限（持参による）	平成25年 1月 9日（水） 午後5時（持参による） （下記10(2)参照）	総務部管財課契約グループ
設計図書等の閲覧、複写及び貸出	平成24年12月17日（月）から 平成25年 1月 7日（月）まで	市役所4階閲覧室 ※閲覧期間中、次のところで有料で複写することができる。 (株)デジタルプレイス 石巻市蛇田字新下沼40番地4 電話番号0225-93-0880 ※閲覧期間中、設計図書等の貸出を行います。希望される方は、貸出希望日の前日までに管財課へ御連絡ください。（申込順に各時間1社とします。） 貸出時間 ①午前9時～午前10時30分 ②午後1時～午後2時30分 ③午後3時～午後4時30分
設計図書等に対する質問の受付	平成24年12月17日（月）から 平成24年12月21日（金）まで	総務部管財課契約グループ （FAX送信可）
回答書の閲覧	平成24年12月25日（火）から 平成25年 1月 7日（月）まで	市役所4階閲覧室 初日のみ午後0時45分から午後5時まで

(注) 1 上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日等石巻市の休日定める条例（平成17年石巻市条例第2号。以下「休日条例」という。）に規定する休日は、設計図書の閲覧等を行うことはできない。

2 設計図書の閲覧、質問の受付等を行うことができる時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）とする。

4 入札参加申請

本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記3に示す期限・場所等を厳守し、入札後資格審査用一般競争入札参加申請書を持参により提出すること。なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出にかかる費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

6 工事費内訳書の提出

初度の入札の際、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書（様式は自由）を提出すること。

7 最低制限価格

本公告の工事については、契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設定する。そのため、最低制限価格を下回る入札をした者は、失格となる。

8 入札の回数

- (1) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札を行うものとし、再度入札の回数は、2回を限度とする。
- (2) 最低制限価格を下回る入札をした者は、失格となり、再度の入札に参加することができない。
- (3) 初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することができない。また、再度の入札で無効となった場合も同様とする。
- (4) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約のための見積り合わせは行わない。

9 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札後資格審査用一般競争入札参加申請書又は入札参加資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、落札者決定時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に掲げる者のした入札は無効とする。

10 入札参加資格の確認・落札者の決定等

- (1) 落札者については、開札後、落札決定を保留し、入札を行った者のうち、最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で最低の価格を提示した者(落札候補者)について入札参加資格の有無を審査し、決定するものとする。
- (2) 入札参加資格審査書類の提出

落札候補者は、下記の入札参加資格審査書類を、入札日(開札日)の翌日(休日条例に規定する休日を除く。)までに総務部管財課へ持参提出すること。ただし、状況により、入札日(開札日)の翌日(休日条例に規定する休日を除く。)以降に期限を定めて、落札候補者から順に低い価格を提示した者の中から、入札参加資格審査書類の提出を求める場合がある。

なお、入札参加資格審査書類を期限内に提出しない者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

- ① 類似工事の施工実績調書
- ② 配置予定の技術者に関する調書
- ③ 特定建設業許可通知書又は特定建設業許可証明書の写し
- ④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ⑤ デジタル同報系又はデジタル移動系防災行政無線の機器製造業者又は同製造業者の関係する会社(会社法第2条第3号又は第4号に規定する会社)であることを証する書類
- ⑥ 電波法第24条の2第1項による点検事業者(登録店点検業者の資格を有する者)の登録を受けていることを証する書類
- ⑦ 配置予定の技術者の監理技術者資格者証(表裏両面)及び監理技術者講習修了証の写し
- ⑧ 配置予定の技術者の健康保険被保険者証の写し
- ⑨ 配置予定の技術者の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)の写し、賃金台帳等の写しのうち、いずれか1通
- ⑩ ハローワークを通じた新規雇用の技術者を配置予定の場合は、ハローワークの紹介状の写し
- ⑪ 入札参加申請者の施工実績の内容が確認できる契約書・仕様書等の写し。ただし、本市発注工

事の場合は不要とする。

- ⑫ 配置予定技術者の主任技術者又は監理技術者としての工事施工経験の内容が確認できる契約書・仕様書等の写し。ただし、本市発注工事の場合は不要とする。
 - ⑬ 配置予定技術者が主任技術者又は監理技術者として上記⑫の工事を始期から終期まで継続して従事したことを証する書類の写し。ただし、本市発注工事の場合は不要とする。
 - ⑭ 配置予定の無線技士に関する調書（別様式）
 - ⑮ 配置予定の無線技士の資格認定を証するものの写し
 - ⑯ 配置予定の無線技士の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し、賃金台帳等の写しのうち、いずれか1通。ただし、配置予定の技術者と兼ねる場合は、不要とする。
- (3) 入札参加資格の審査は、開札日の翌日から起算し、原則として4日以内（休日条例に規定する休日を除く。）に行うものとする。
 - (4) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、当該落札候補者の入札を無効とする。
 - (5) 前記(2)のなお書又は(4)により、落札候補者の入札を無効とした場合は、次順位価格を提示した者を新たな落札候補者とし、入札参加資格の審査を行うものとする。
 - (6) 上記(5)の場合において、次順位価格を提示した者の入札が無効となったときは、次順位価格から順に低い価格を提示した者について、上記(5)の内容を準用する。
 - (7) 前記(1)又は(5)（上記(6)において準用する場合を含む。）の審査の結果、当該落札候補者について入札参加資格を有していると認めたときは、その者を落札者と決定するものとする。
 - (8) 郵送及び電報による入札は、認めない。
 - (9) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (10) 本入札公告に係る工事については、手持ち工事に加算しない。

1.1 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格審査書類を提出した者の審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果等通知書により通知する（この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。）。

1.2 入札結果の公表

入札参加資格の審査が終了し、本入札の結果が確定した場合は、その結果を、市役所閲覧室及び市のホームページで公表する（前記10(4)等の落札者の決定状況により、日数を要する場合がある。）。

http://www.city.ishinomaki.lg.jp/kanzai/posting/posting_result/keka24.jsp

1.3 契約保証金に関する事項

契約規則第25条及び第26条の規定による。

1.4 配置予定の技術者の確認

落札決定後、配置予定の技術者について配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、この工事の施工に当たって、申請書に記載した配置予定の技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等極めて特別な理由に限る。また、該当理由により、やむを得ず変更する場合は、前記2(1)⑦に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

15 契約条項等

この工事請負契約の締結については、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年石巻市条例第51号）第2条の規定により議会の議決を必要とするため、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した仮契約書により仮契約を締結するものとする。

16 その他

- (1) 石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）を遵守すること。
<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/kanzai/posting/shikaku-shinsei/reikisyuu.jsp>
- (2) 落札者は、この工事に係る請負契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (3) 上記(2)の規定による損害賠償金は、本市に生じた実際の損害額が上記(2)に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げない。上記(2)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が上記(2)に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- (4) 詳細又は不明な点については、石巻市総務部管財課契約グループに照会のこと。
(電話:0225-23-6611、23-6612 FAX:0225-22-4995)